

平成22年 第4回 築上町議会定例会会議録(第2日)

平成22年12月8日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成22年12月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第94号 平成22年度築上町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第2 議案第95号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
(第3号)について
- 日程第3 議案第96号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第4 議案第97号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第98号 築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第99号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第102号 基本協定の締結について
(追加分)
- 日程第8 意見書案第8号 TPP(環太平洋経済連携協定)交渉への不参加等を求める意見書(案)について
- 日程第9 意見書案第9号 「一人暮らしの寡婦」医療制度に関する意見書(案)について
- 日程第10 意見書案第10号 日本の領土、領海侵犯を許さぬ法整備を求める意見書(案)について
- 日程第11 陳情第1号 2011年度教育条件整備陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第94号 平成22年度築上町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第2 議案第95号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
(第3号)について
- 日程第3 議案第96号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第4 議案第97号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第98号 築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第99号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第102号 基本協定の締結について
(追加分)
- 日程第8 意見書案第8号 TPP(環太平洋経済連携協定)交渉への不参加等を求める意見書(案)について
- 日程第9 意見書案第9号 「一人暮らしの寡婦」医療制度に関する意見書(案)について

日程第10 意見書案第10号 日本の領土、領海侵犯を許さぬ法整備を求める意見書(案)について

日程第11 陳情第1号 2011年度教育条件整備陳情書

出席議員(19名)

1番 田原 宗憲君	2番 丸山 年弘君
3番 首藤萬壽美君	4番 塩田 文男君
5番 工藤 久司君	6番 塩田 昌生君
7番 成吉 暲奎君	8番 吉元 成一君
9番 西畑イツミ君	10番 西口 周治君
11番 有永 義正君	12番 田村 兼光君
13番 田原 親君	14番 信田 博見君
15番 宮下 久雄君	17番 武道 修司君
18番 平野 力範君	19番 中島 英夫君
20番 繁永 隆治君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君
教育長 神 宗紀君
会計管理者兼会計課長 畦津 篤子君
総務課長 吉留 正敏君 財政課長 則行 一松君
企画振興課長 渡邊 義治君 人権課長 松田 洋一君
住民課長 福田みどり君 税務課長 田村 一美君
福祉課長 中野 誠一君 建設課長 田中 博志君
産業課長兼農業委員会事務局長 久保 和明君
上水道課長 中嶋 澄廣君 下水道課長 久保 澄雄君

総合管理課長 吉田 一三君 商工課長 石川 武巳君
環境課長 永野 隆信君 学校教育課長 田中 哲君
生涯学習課長 田原 泰之君 監査事務局長 川崎 道雄君
清掃センター長 田村 修乃君

午前10時00分開議

議長(成吉 暲奎君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は18名でございます。定足数には達しております。

その前に、本日の会議を開く前に、町長のほうから12月6日の議会における過疎債充当率の発言について、字句の訂正の申し出がありましたので、発言を許可いたします。新川町長。

町長(新川 久三君) 武道議員の質問で、財源内訳のところ、過疎債の充当率が100%という答弁を執行部のほうでしておりましたが、実は事業費、いろんな工事とか、いろんな、そういうものは100%でございますけれども、用地に関する、いわゆる住宅用地とかそういうものについては75%しか過疎債の適用がないというのを100%と答弁したことは間違っておりました。そして、これが議決前であればよかったんですけども、修正が議決後にとということで、こういう訂正をとということでしたんですけども、まことに、これは本当に執行部の不手際でございますし、ここに厚くおわびを申し上げて陳謝をいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお取り計らいをお願いいたします。

議長(成吉 暲奎君) お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。したがって、町長からの発言訂正の申し出を許可いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第94号

議長(成吉 暲奎君) 日程第1、議案第94号平成22年度築上町一般会計補正予算(第8号)についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。武道議員。

議員(17番 武道 修司君) 1点確認の意味でちょっと質問をさせていただきます。

23ページの基金のところなんです、積立金4,990万円で、財政調整等基金積立金というようになってます。これは、財政調整基金なのか、ほかにもこの財政調整基金以外にも基金の充当があるのかをお聞きしたいという点が、まず1点。

で、この金額は、基本的に一般財源ということになってますが、基本的な考え方は土地の財産の何ていうんですかね、土地が販売というか、売れたというか、土地、国からの土地の代金で入ってきた、売却の代金を充当するというのが基本的な考え方なのかを教えていただきたいというふうに思います。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

財政課長(則行 一松君) 財政、則行でございます。ページ23ページ、13、1項1目基金費の基金積立金でございますが、この4,990万円につきましては、財政調整基金へ積み立てる基金でございます。なお、この原資につきましては、ページの10ページ、17款2項1目不動産売払収入、ここに4,989万9,000円、当初予算におきまして、1,000円の頭出しをさせていただいておりますので、調整をさせていただきまして、上げさせていただいております。この部分につきましては、普通財産、旧船迫小学校が行政財産から普通財産に移っておりますので、普通財産の売り払いということで、一般財源というふうに考えております。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 4点ほどお尋ねいたします。

まず最初に、ページ11ページの22款1項1目の4節の過疎対策事業債についてお尋ねいたします。これの財源の内訳というんですか、支出先が、全部がわからないので、その、教えていただきたいと思います。

それから、17ページの6款2項2目9節の普通旅費23万6,000円の内訳を教えてください。

それから、18ページの7款1項3目の観光費の中の330万の内訳、それからページ20ページの8款6項2目の中の11節に施設修繕費が上がっておりますが、これは今回購入しました雇用促進住宅の修繕費かどうかをお尋ねします。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

財政課長(則行 一松君) 財政課、則行でございます。まず、1点目に西畑議員さんから質問のございました22款1項1目総務債の中の過疎債の内訳でございます。この内訳につきましては、まず、ページ15ページ、児童福祉運営費の中に補正予算の財源内訳ということで910万円上がっております。これは、放課後児童クラブ運営事業に対します過疎債の充当でございます。

その下の4款1項2目予防費、この中に580万円が計上されております。この分につきましては、子宮頸がんワクチン接種のための部分に充当する過疎債でございます。

その後が、ページ17ページ、6款1項3目の農業振興費、こちらのほうに1,610万円過疎債が上がっております。この分につきましては、中山間直接支払対策といたしまして990万円、それと農地水環境保全に対しまして620万の合計が1,610万円でございます。

その他といたしまして、ここで620万上がってますが、この部分はふるさと水と土保全基金から過疎債に振り替えましたため、基金の繰入金を落としたものでございます。

これは、別口になりますが、その下の農地費の中に210万円入っております。この部分につきましては、入りの過疎債のその下の段についております農道整備事業費、広域農道に関します部分の起債でございます。追加に伴います起債でございます。

その後が、ページ18ページ、7款1項2目、こちらに地方債として500万円計上させていただいております。この部分につきましてはプレミアム商品券販売に伴います過疎債の充当でございます。

続きまして、ページの19ページ、8款6項1目住宅総務費、この中に1,790万円計上させていただいておりますが、この部分につきましては、雇用促進住宅の購入費に係ります過疎債で、これが75%の充当でございます。

その後、ページ21ページ、10款2項1目学校管理費、こちらの中に590万円を計上させていただいております。この部分につきましては、小学校のスクールバスの運行費に係ります部分に対して過疎債を充当させていただいております。

その後、22ページになりますが、10款3項1目学校管理費、こちらに250万円充当させていただいております。これも、中学校のスクールバスの運行に係る経費に過疎債を充当いたしております。

その後が、同じページの10款4項4目文化財保護費といたしまして480万円、この部分につきましては、旧蔵内邸の庭園等調査事業費に対しまして、過疎債の480万円を充当させていただいております。

続きまして、23ページの10款4項5目、こちらに570万円計上させていただいておりますが、この部分につきましては、コミュニティーセンターの整備事業費ということで、当初は合併特例債を予定しておりましたが、合併特例債では起債の充当率が95%、それに伴います交付税措置が70%。で、過疎債になりますと、充当率が100%で、その元利償還金の70%について交付税措置があると、で、合併特例債より過疎債のほうが有利な起債であるということから、今回振り替えを行っております。そこで、合併特例債を2,470万円落としまして、コミュニティー施設に対しましては3,040万円の過疎債を充当しております。その充当額の合計が、過疎債といたしまして1億970万円という内訳でございます。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) そのほか、担当課長。

産業課長(久保 和明君) 産業課の久保です。17ページの6款2項2林業振興費の旅費のうち、旅費でございますが、これは普通旅費23万6,000円ということで、国庫補助金を伴って、今年度から23年度、24年度にかけて森林づくりマスタープラン作成を、町で行う必要があります。その担当者の研修旅費として、東京のほうで研修がありますので、2泊3日の研修の旅費として計上しております。それと、現地の研修として、広島の木質バイオマスの研修がございますので、その研修の旅費として計上させていただいております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) はい、担当課長。

商工課長(石川 武巳君) 商工課、石川でございます。7款1項3目観光費、委託料、緊急雇用創出事業委託料300万円でございます。これにつきましては、従来の雇用に追加しまして、国が重点分野、雇用創造事業の拡充

ということで推進していくようにという指示がございまして、今回はそういうことで、成長分野として期待されている分野としまして、介護、医療等の中に観光という項目がございましたので、今回は私ども商工課の観光費のほうで予算を計上させていただいたところでございます。

内訳としましては、観光ルートの作成、老朽化した看板の設置です。設置調査やデジタルコンテンツ化、この中にホームページ等がございまして、これは現在蔵内邸の件もございまして、将来このホームページによって、蔵内邸の情報発信等していく予定でございまして。

ということで、内訳としましては、人件費は一応160万円ほど組まさせていただいております。あと、事務費としまして140万円ほど事務費ということで計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) はい、担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。ページ20ページ、8款6項2目住宅管理費の修繕費520万についてでございます。これにつきましては、500万が一応町営住宅の修繕費ということで、それから、20万が今回購入させていただきます、その雇用促進住宅の一応修繕費ということで計上してあります。

町営住宅の修繕費につきましては、当初予算で800万ほど計上させていただきましたけど、現在底をついているということで、あとの4カ月分ということで、500万の修繕費を計上させてもらっております。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) 西畑議員、よろしいですか。

議員(9番 西畑イツミ君) いいです。

議長(成吉 暲奎君) そのほかありませんか。工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 済いません。ページ21ページの10款2項1目の15節学校施設改修工事費481万4,000円、葛城小学校特別支援学級新設工事とありますが、内容をもう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

議長(成吉 暲奎君) はい、担当課長。

学校教育課長(田中 哲君) 学校教育課の田中です。御質問のところですが、来年1年生に、新1年ですが、2名の特別支援学級に入る対象となる児童が入学されます。で、今まで葛城小学校におきましては、この支援学級というものがありません。そのため、この対象となる児童2人のために、やはりその対応としての教室、要するに通常の通常学級でできないところでの、いわば避難小屋といいますが、そういう学級が必要でございまして。そのために、空き教室を利用して、特別支援学級用の生徒用に、児童用に改修を行うものであります。

これにつきましては、関連になりますけども、備品の22ページの備品購入の一般備品購入1,111万2,000円計上していますが、そのうちの105万5,000円が、やはり特別支援教育用の一般備品購入ということになります。これについては、教室等の中の備品等で、机、黒板、ロッカー、カーテン等々にございまして。

で、話はまた戻りますが、御質問の教室の中身のものですが、教室が中身が壁の塗装等の関係の工事、

床塗り工事、それから空調、電気工事、それから簡易シャワーの工事等でございます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) それで大体終わったようですね。よろしいですか。中島議員。

議員(19番 中島 英夫君) 14ページ、あっ、15ページですね。15ページ。

議長(成吉 暲奎君) 15ページですか。

議員(19番 中島 英夫君) はい。15ページをお願いします。7目の児童福祉運営費についてお尋ねをします。財源内訳なんですね。財源内訳、補正の財源内訳はわかりますけれども、この合計金額の3,359万4,000円に対する財源内訳をお願いします。説明をお願いします。

議長(成吉 暲奎君) わかりますか、担当課長。

議員(19番 中島 英夫君) いいですか。課長ですね。

議長(成吉 暲奎君) 中島議員、もう1度、ちょっとはっきり言ってもらえませんか。

議員(19番 中島 英夫君) 今度のだけならわかるんですけども、議決予算になるのが、今回3,300、運営費ですよ。財政課長、担当課長でもいいんですけども、3,359万4,000円に対する財源内訳をお願いしたいということなんです。資料でわからな、それでいいよ。(発言する者あり)

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

財政課長(則行 一松君) 財政、則行でございます。電算システム上につきましては、今回補正で計上させていただいている部分でしか出てまいりません。それで、御必要ということでありましたら、現在ちょっとはっきりわかりませんので、確認をさせていただいてから御報告いたしたいと思えます。

議長(成吉 暲奎君) 中島議員。

議員(19番 中島 英夫君) 質問したのは、こういうことなんです。困らせるためにするんじゃないですよ。この、私たちがもらうのは、当初予算からずっともらってくるわけですけども、6月から骨格予算を組んでおったんですよ、ことしは。それから、6月議会から9月議会があるでしょう。となりに元財政課長がおりますから、こうしてあわしていったときに、この分担、この当初予算にさかのぼるんですけども、あわせて数字をいくとき、この当初の財源内訳、児童福祉費の学童保育の負担をしてもらっておるのが10,452と、歳入のところですよ、あるんですよ。ところが、歳出のほうの財源内訳のときには、わかりますか、担当課長、8,094、こういうふうな数字が、二百数十万違うんですよ、当初のときに。その説明がしてほしいというのが、ずっとこう、全部集めてずっといったときに、歳入のもらってる予定をしとるのが1,045万2,000円。そして、財源内訳のほうは、809万4,000円というような数字が出ておる。ねえ。だから、その差は、理由は何じゃったのかなあということなんです。財源内訳とですね。渡邊課長と、今、則行課長とおっちょるから、わかると思うけんね。当初予算のときに、収入と財源内訳が二百数十万、差があるでしょう。もう、わからんやったらいいですよ。後から、終わってからでいいです。

議長(成吉 暲奎君) それでは、後からまた、担当課長に聞いてください。お願いします。そのほかございませんか。平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 16ページの4款2項4目物品修繕費9万2,000円、この内容を教えてください。それから、18ページの先ほどの、これは答弁がありましたけど(発言する者あり)うん、何が。(発言する者あり)ああ、そうか、そうか。いやいや、18ページの7款1項3目人件費の160万と事務費の140万、これについてちょっとお伺いしたいんですけど、職員OBが、今、庁舎、築城、椎田通じて非常に多い。これ、緊急雇用創出事業において、どういう人間を採用するつもりなのか、お答え願いたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。だれになるのかな。

環境課長(永野 隆信君) 環境課の永野です。4款2項4目の11の物品修繕費9万2,000円でございますが、リサイクル施設の2トン車の車検代でございます。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

商工課長(石川 武巳君) 商工課、石川でございます。緊急雇用創出事業における雇用の関係でございますが、私ども商工課におきましては、この件につきまして、歳入の分のみを受け持っております、あと、それ実際に事業に際しましては、その担当課の裁量によって雇用しているものでございますので、その詳細にわたりましては私どもはわかりません。雇用の条件等につきましては、詳しいところはわかりません。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) これについては、人件費で予算を組んでおりませんので、採用はいたしません。

以上です。(「ええ、人件費って答弁したろ?」と呼ぶ者あり)委託料で組んでおりますので、委託して事業を行いますので、それを採用ということはしておりません。採用で組むのであれば、報酬なりで予算を組みます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 俺、実は、済みません、ちょっと頭が悪いもので、委託、さっきの説明では人件費に160万、事務費に140万という説明があったのにもかかわらず、その委託してるからどうこう、その関係、どこに委託するんですか。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) それは、まだ予算が通っておりませんので、どこに委託っていうのは、まだ決めておりません。ただ、今、商工課長が説明したのは、通常一般の緊急雇用に対する充当は、こういう部分に、委託もできます、委託先で雇用もありますから、そういう部分でできます、直接やるということもできますという全般的な説明をしたことであって、その事業の趣旨の説明をしたと思います。ただ、この予算については、その事業の大きな趣旨の中からそういう委託という形で事業を行ううちゅうことですので、これについて、OBを雇うとか、そういうことではありません。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) シルバーとか、そういうしかるべき団体に委託するということですか。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) そやけえ、まだ予算が通っておりませんので、それはシルバーとか何とかということは、まだ検討はしてありません。

以上です。

議員(18番 平野 力範君) いいです。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) 済みません。私もこの件でお尋ねしようと思ってたんで、重ねてお訪ねしたいと思います。

先ほど最初の答弁で、人件費160万でホームページ、それとあとマップ、看板と出て、それをつけるとも、つくるともいう話ではないんですよ、名前が出て、で、蔵内邸など、等々という話で、その、など、等々で名前は出ました。ホームページとか看板とかマップとかいうようなのはですね。で、出たものの、つけるか、買うのか、やるのかとかというのはわかってないわけで、説明が大体これで、一体何の事業になるのか、もう今の平野議員の内容でもっとわかんなくなっただけですけども、詳しくこう事業内容、こう、今わからなかったら、資料にして、説明を1回お願いできないでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 蔵内邸の購入に当たって、そういうDVD化とか、そして、それに伴う景観っていうか、町全般のことについて、DVD含めて、外部委託をするということで。それで、詳しく、今、担当のほうで詰めております。ただ、予算に当たっては、今、担当課長が言いましたように、外部委託の場合は、人件費部分は、その委託先はその部分で雇用しなさいとか、そういうことがあります。これについては、国の緊急雇用に対する事業であって、町がその委託先が新しく雇用を生ませなさいということで、1町、築上町の300万というお金じゃありませんで、その何十億、何百億予算を組んだ中の、町がその300万をいただいて事業を行うということで、名称としては、景観文化による歴史的なまちづくり事業ということで、蔵内邸を含めたところの事業を行いたいということでございます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) よろしいですか。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第94号は、厚生文教、産業建設、総務、それぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第2. 議案第95号

議長(成吉 暲奎君) 日程第2、議案第95号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第95号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第3、議案第96号

議長(成吉 暲奎君) 日程第3、議案第96号平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第96号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第4、議案第97号

議長(成吉 暲奎君) 日程第4、議案第97号平成22年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) ページ7ページの建設改良費の15節公共下水道施設工事費、もらった資料の中にも汚水管渠工事とは内容等ではありますが、恐らく椎田地区ということで前回も上がっていたような気がするんですが、椎田地区のどのあたりでっていうのがわかればお願いします。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

下水道課長(久保 澄雄君) 下水道課課長の久保でございます。ただいま御質問の2款1項1目公共下水道事業費の15節工事請負費の7,833万でございますけれども、これにつきましては、椎田地区公共下水道事業の管渠のほうの管路施設の工事費といたしまして、当初予算で9,904万の予算いただいておりますけれども、これにプラス7,833万を補正し、今年度事業として、国庫補助事業の予算をいただいておりますので、大体1億7,700万ぐらいで、事業としましては、今から詳細設計、そして事業実施に当たりましては、3月時点で繰り越して管路整備を行いたいというふうに考えておりますけれども、大体、幹線それから支線合わせて2,500メートルぐらいの整備を予定しております。

実施箇所については、幹線からということで、現在詳細設計をしておりまして、大体処理場に近いところ、港、それからあとできるところで幹線を今、詳細設計を当たっております、これにつきましては、抽出調査等もやってお

りますので、それが決定次第、地元自治会長と詳細に協議をお願いしまして、発注という形を考えております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) よろしいですか。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第97号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第5、議案第98号

議長(成吉 暲奎君) 日程第5、議案第98号築上町公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) これは、勤労者のためのものというふうに言われておりますが、この住宅の管理人は公募されるのか。それと、入居者の募集はいつから始める予定なのか。それから、指定管理者による管理というふうには、ここ第29条に書いてありますが、これは営利を目的とするような団体に指定管理者にするのかどうか、その点をお尋ねいたします。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。現在、買い取りを予定してます築上町公共賃貸住宅、いわゆる雇用促進住宅でございますが、これにつきましては、町営住宅とは別の考えで、要するに一般の民間の住宅と同じような感じで、収入の関係でも、町営住宅につきましては上限がございますが、この雇用促進住宅につきましては、逆に下限を設けまして、下限と上限があります。だから、一般的には、現在雇用促進住宅が運営している形を、10年間は基本的には踏襲するというのを前提で購入をしておりますので、基本的には、今現在、雇用促進がやっている形を、10年間は一応基本的には運営します、やります。

それと、募集につきましては、1月の広報で一応買い取りをしましたということでの通知は一応するようには、連絡はするようにしてますけど、基本的には2月の広報で詳細、入居条件等の掲載をいたしまして、2月から募集をかけると。実質的には入るのは3月以降になるんじゃないかとは思っています。

それから、指定管理者の件でございますが、これにつきましては、まだ現在は、基本的に町が運営をするというような形にしていますが、今後そういう指定管理者制度に移行するということも踏まえまして、今回この条例の中に計上させてもらってます。現在、まだはっきりは確定はしておりません。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) もう1点、住宅管理人は公募するのかどうか。まだ、そこまではまだ計画はないんでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。管理人につきましても、一応、置けるというような形にはしていますが、まだ具体的にどうするか決定しておりません。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) この条例の中の2点お尋ねしたいと思います。15条の敷金のところなんですけども、入居者から入居時における3カ月分の家賃に相当する資金を徴収するものとする。ただし、町長が特別な場合があると認める場合はこの限りでない。町長の特別な事情というのはどのようなことがあるのか、例えば、例えばこういうことですよという形でちょっと教えていただきたいなと思います。

それから、27条について、もう読みませんが、かっこの2番、入居者が家賃を3カ月以上滞納したとき明け渡しを請求することができるんですよ。請求するのか、請求することができるで、そのまま滞納しても何もしないのか。そのときは督促状いくのか、3カ月、4カ月目からは明け渡しの請求督促を出すつもりなのか、その辺を明確にしておくべきではないかなと思っております。

それで、最初の15条の敷金については、敷金が、僕は要するのか、要らないのかということから入りたいんですが、特別な事情という場合、敷金の場合の特別な事情、今回収入がない人は、これ入居ができない予定になっていますんで、どんな特別な事情が発生するのか、わかれば教えてください。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。現時点、今御指摘の「町長が特別な事情」というのは、ちょっと明確に文書化はちょっとしてないんですけど、その時点で、ある程度内容を吟味して判断するような形で、現時点では文書化はしてございません。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 私が特別に認めたところという形なんで、課長はちょっと答えづらいと思いますが、実は、町の仕事をする人で短期間、例えば、何と申しますか、国の職員と町の職員を交換してそこに住んでもらうとか、いろんな形が出てこうと思いますけれども、そういうのが特別な事情という形。前、国際交流員が住んでもらってありましたですね、町営住宅に。だから、そういう形の人たちが来た場合は特別な事情で、家賃はもらうけれども敷金は免除するとか、そういう形が考えられるんじゃないかなと思いますんで、普通の入居に対しては、特別な事情は一切ないというふうに御理解ください。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(4番 塩田 文男君) わかりました。それでは、さっきの27条の件は、その辺の、明確にしたほうがいいんじゃないかということなんですけど、どのような考えでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

建設課長(田中 博志君) 建設課、田中です。今、ただいま御指摘の27条の住宅の明け渡しの請求につきましても、今、御指摘のとおり、いろいろな条件で滞納、それから故意の損傷等、それから住宅をしばらく15日

以上使わないとか、いろいろ条件ございますが、それに違反した場合は退去ということで、明確に手続やそういう
促し、それから勧告等はやるべきだと思いますし、また実際やっていきたいと思います。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員、よろしいですか。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第98号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第6. 議案第99号

議長(成吉 暲奎君) 日程第6、議案第99号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題
とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第99号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第7. 議案第102号

議長(成吉 暲奎君) 日程第7、議案第102号基本協定の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 概算委託費として6億1,300万が計上されておりますが、内訳、これこそ委託料が
幾らで、工事費が幾らだというような内訳について説明いただきたいんですけど。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

下水道課長(久保 澄雄君) 下水道課長の久保でございます。ただいま御質問の管理、協定の金額6億
1,300万の内訳でございますけれども、水処理関係の土木工事が1億8,800万。

議員(8番 吉元 成一君) ちょっとゆっくり。後で資料くれる。

下水道課長(久保 澄雄君) はい。

議員(8番 吉元 成一君) 一応説明してから。

下水道課長(久保 澄雄君) はい。差し上げます。続いてよろしいでしょうか。

議員(8番 吉元 成一君) いやいや、説明して。後で資料くれんと、金額書き込むのおそくなる。(「後で資料あ
げます」と呼ぶ者あり)

下水道課長(久保 澄雄君) 機械、電気が3億5,000万、それから放流渠、導水渠2,400万、場内整備1,800万、
それから御質問の管理諸費が3,300万、大体合計で、見積もりでございますけれども、6億1,300万ということで

協定の金額に上げさせていただいております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) ちゅうことは、この3,300万で設計はもう別にしてるんですかね。設計委託は、もう別ですか。

下水道課長(久保 澄雄君) 入っています。

議員(8番 吉元 成一君) 入っちゃう。3,300万で、でき上がりの管理まで全部するちゅうことですか。ということですね。

下水道課長(久保 澄雄君) はい。

議員(8番 吉元 成一君) じゃあ、この件につきましては、たしか前の7月議会やったですかね、僕が町長に質問したんですけど、町長は、入札については、下水道事業団に委託業務として委託しても、入札については町で行いたいと、行うと明言しました、議会の本会議においてね、町長。これについて、当然無理ではないかなということも、私もちょっと勉強しまして、こういう形で委託されると、下水道事業団の場合は、すべて下水道事業団のほうですという形になってるみたいで、各前例を見ると。そういう内容の中で、町長が本会議で言われたことですから、改めるなりをしてもらいたいと、その発言で。

それと、何度も言いましたけれども、下水道事業団という組織については、余りいいわさが立っていないし、過去においても、築城の最終処分場もそういう結果あります。まあ、地元でできるような仕事が部分的にあるんじゃないかなと思うので、そういった面については、やっぱり入札に関しては、町の意見も聞いていただかない限り、下水道事業団の天下りの職員のつながったところの会社がすべてするということになれば、地場の育成にもつながらないと思うんで、その点について、入札について、町長、前回言ったことについて改めるかどうか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、本来なら事業主体、私は町でやるべきということで、前回の議会では答弁したと思います。そういう形の中でいるんなことを勘案すれば、そうすれば、町の職員をまた雇用しなけりゃいかんという。ただ、雇用した場合には、この事業がなくなれば、またやめてもらわにゃいかんという状況も出てきます。

そういうものも判断しながら、そして今回から、もう一般競争入札という形でいっておりますんで、事業団のほうも一般競争入札するということを確認して、それはそれでよしということで、それからあと、下請けについては地場企業という形で、下請けをする場合は地場企業を優先するよという条件づけを、今、事業団のほうに、一応この契約に当たり注文をつけておるといってございまして、若干この前のときは、まだ少しいろんな、総合的な勘案してなかって、町で行う事業は、町がこれは事業主体でちゃんとやるべきという判断でございましたけれども、事業団というのは、こういう事業を短期的に行う場合に、それぞれ委託を受けて行っていくということでございますんで、これも有利な方法ではないかなというふうな考え方も立って、そして入札の方法も一般競争入札ということを基本的に行っていくというふうなことで考えておるんで、前回そういう発言をしたことも少し変わったかもござい

ませんが、こうしたほうが町のためになるのではなからうかなと。財政的な問題、それから職員の雇用の問題とか、いろんなものを勘案すれば、下水道事業団に契約しながらやったほうが、事業が、まあ技術的なものもさることながら、非常に事業団、そういう技術にはたけておりますし、そういうことで今回こういう議案として提案をさせていただいたところでございます。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 町長、ちょうどついでは言っただけですけども、今、町長は、一般競争入札をするからということで、不正性については余りなくて、透明じゃないかという判断のもとで、今してみたいですけど、それは、何百社とおる中から公募型でやることについては、僕は不正については薄くなるかなと思うんですけども、こういった特殊な事業については、特殊な業者しかいないわけですから、下水道事業団が、例えば、あの会社へ、RならRという会社に基本的には取らせたいなど、営業を一生懸命しておるなど、設計段階で協力させるわけですから、そうすると、大体強くなるんですね、ふつうは、通常。そう聞いとります。

だけ、それで、そういったことを含めて、一般競争入札をするんだったら、最低制限価格をつけないでほしいと。そうすれば、僕は100万円で落札する業者があるかもしれないという可能性もあるんじゃないかと思います。というのは、これ1社、ずっとメンテがつくわけですから、あとの、また後に修理とか、あるいは改修工事とかなると、やっぱり落札した業者が、また下水道事業団に委託すると、そこが有利に取り計れるというのは、今日までのこういった事業の経過なんですよ。

そういったことを含めて、すべて皆さん方、全国的に指名競争入札は不正がある、ある可能性があるというとならえ方をして、町民の血税じゃ、やれ国民の血税じゃと言って、指名入札については余りよくないという判断してますけど、じゃあ、公募型の一般競争入札がすべていいかというたら、そうじゃないということも頭の中に置いていただきたいと思います。これから勉強してください。

議長(成吉 暲奎君) よろしいでしょうか。

町長(新川 久三君) はい。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 先ほど、最低価格を一応設定しないという形については、ここんこ協議はしてないんで、どうなるかちょっとわかりませんが、今、町の方は最低価格を公表しております。そういう形の中で、工事の質というものも1つは考えなきゃいかんし、そこんこ非常に難しい問題であるけれども、ちょっと下水道事業団の契約に当たったのときに相談をしながら、極力そういう方向性で。

それとまた、指名に当たっても、できるだけ多くの人に参加できるような形の指名は組めないか、指名じゃない、公募はできないかというふうなこともして、できれば私は県クラスの業者も入札に参加できるようになれば、こういう形になれば、県内の地場業者が潤ってくるという形になりますんで、そこんこもちょっと注文をつけていこうかなと、このように考えております。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 町長、それはおかしいですよ。質が落ちると今言いましたけれども、例えば、設計予算で5億あるものを、100万でしたから質を落とすような業者やったら、これは検査通さないういわけですから、そうでしょう。設計を、委託を任された下水道事業団が、町の要望に応じるように、完全なものをつくって、つくらせて、町に買い取ってもらうのが下水道事業団の仕事じゃないですか、ねえ。だから、質が落ちるとかいうことは、こういうことは不適切だと思います。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) よく、コンピューターの入札で1円入札とか何か、そんなことがありますけど、これはやっぱり僕は常識外だと思っておりますし、適正な価格がどこからどこまでという、工事原価を割るような形での入札は私は好ましくないんじゃないかなと考えておるのは実際。積算して、材料を買って工事をやると。そうすれば、絶対に工事原価を割るようなことの仕事はしてほしくない、こんな考え方を持っておりますんで、ある程度やっぱり、最低工事原価ぐらいの、こっちの設定価格ですか、そういう最後の形で、最後入札後に協議に入るといいですか、それで判断するような方法もできるんじゃないかなと考えております。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第102号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第8、意見書案第8号

議長(成吉 暲奎君) ここで、追加議案でございます。日程第8、意見書案第8号TPP(環太平洋経済連携協定)交渉への不参加等を求める意見書(案)についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。進議会事務局長。

事務局長(進 克則君) 意見書案第8号、TPP(環太平洋経済連携協定)交渉への不参加等を求める意見書(案)について、上記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成22年12月8日、提出者、築上町議会議員平野力範、賛成者、築上町議会議員宮下久雄、賛成議員、築上町議会議員繁永隆治、築上町議会議長成吉暲奎殿。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) それでは、平野議員、説明をお願いいたします。

議員(18番 平野 力範君) 意見書案を述べる前に、若干補足説明させていただきます。

TPPは非常にわかりにくい構造になっております。その前に、WTOというのがあります。世界のほとんどの国、153カ国地域が加盟している共通の貿易ルールというのがあります。これに、日本も参加して交渉中でございます。今現在継続中でございます。その中で、FTAというの、自由貿易協定というのがございます。これは、2国間の、または複数で自由貿易を推進するという立場でございますが、そのFTAまたはEPAとも言うんですけど、

これの拡大したやつが、その今度のTPP、環太平洋、要するに太平洋をぐるっと回ってとり囲む国々で自由貿易を推進しようという、そういう取り決めでございますが、それでは本文に入らせていただきます。

政府は、11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、TPPについて「情報収集を進める」ために「関係国との協議を開始する」ということに、菅総理の指示が出ました。

これをもし締結されれば、国内の農業生産が4.1兆円減少し、340万人に及ぶ地方における雇用が喪失されると試算されております。また、地域経済、社会、雇用が大打撃をこうむることは必至であります。

また、これは農業分野だけでなく、物品の貿易だけでないんで、非関税障壁として、郵政の見直し問題、これは郵便貯金等狙われる可能性はあります。金融、保険、医薬品、公共事業の入札、医師、弁護士、会計士、看護師、介護福祉士等の労働市場の開放、安い、安価な労働者が入ってきます。開放等々を俎上に乗せ、さまざまな分野での包括的な交渉が行われることから、農林水産分野以外にも、経済や生活に係る多様な分野について、基準や仕組みを根本的に変更するものであり、「国のかたち」が一変してしまう可能性があります。

以上のようなことから、国民的議論を全くまだなされていないままに拙速に行くことは大きな問題であり、以下の項目について、TPPへの対応をするように要請いたします。

ということで、我が国、本県の農業に対する壊滅的な打撃を与えるTPP交渉については、断固として参加しないこと。

2番目として、政府はTPPについては、全品目での関税撤廃だけでなく、さまざまな分野での包括的な交渉が行われ、農林水産分野以外にも、国民の経済や生活に係る多様な分野について影響があることを国民に十分説明すること。

3番目に、政府は「多様な農業の共存」を基本理念として、もう最後に飛ばします、農業・農村の振興など、いかなる事態が起きようとも対応できる体制をつくること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出しますということで、よろしく御審議の上、採択をお願いいたします。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第8号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第9、意見書案第9号

議長(成吉 暲奎君) 日程第9、意見書案第9号「一人暮らしの寡婦」医療制度に関する意見書(案)についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。進議会事務局長。

事務局長(進 克則君) 意見書案第9号「一人暮らしの寡婦」医療制度に関する意見書(案)について、上記の

意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成22年12月8日、提出者、築上町議会議員平野力範、賛成者、築上町議会議員宮下久雄、賛成者、築上町議会議員繁永隆治、築上町議会議員長成吉暉奎殿。

議長(成吉 暉奎君) それでは、平野議員、説明をお願いいたします。

議員(18番 平野 力範君) これは、県の市町村議長会のほうからの意見書案の願いがきておりますので、これを出さしていただいています。

「一人暮らしの寡婦」医療制度に関する意見書(案)。これが、ことしの22年9月で制度が廃止されております。現在、ちょっと数字、データはどっかいったんですけど、何万人かの対象者がいますが、その人たちが非常に困っているというようなことで、この助成制度の継続をぜひお願いしたいということで、意見書を提出するものであります。

どうぞよろしく御審議のほど、採択をお願いいたします。

議長(成吉 暉奎君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暉奎君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています意見書案第9号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第10. 意見書案第10号

議長(成吉 暉奎君) 日程第10、意見書案第10号日本の領土、領海侵犯を許さぬ法整備を求める意見書(案)についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。進議会事務局長。

事務局長(進 克則君) 意見書案第10号日本の領土、領海侵犯を許さぬ法整備を求める意見書(案)について、上記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成22年12月8日、提出者、築上町議会議員平野力範、賛成者、築上町議会議員宮下久雄、賛成者、築上町議会議員繁永隆治、築上町議会議員長成吉暉奎殿。

議長(成吉 暉奎君) それでは、平野力範議員、説明を求めます。

議員(18番 平野 力範君) 日本の領土、領海侵犯を許さぬ法整備を求める意見書(案)ということで、これ前回全員協議会のときにも皆さんをお願いして、挙げられなかったというのが、中国に対して断固たる姿勢で望んでくれということを出そうとしたんですけど、もう釈放してしまったというようなことがありましたので、このちょっと内容を変えて、海上保安庁の職員が安心して取り締まりができるような内容に変更させていただきました。読ませていただきます。

本年9月7日、日本の領土である尖閣諸島に侵入し、違法操業していた中国の漁船が海上保安庁の船に衝突し、漁船の船長を逮捕、拘束した事件に対し、尖閣諸島の領有権を主張する中国側の抗議が続いています。領

有問題をめぐっては、そのほかにも韓国との間に竹島問題、ロシアとの間に北方四島問題と、多くの領土、領海をめぐることがありますが、その先端に立って日本の領海を守っているのは海上保安庁であります。

海上保安庁の仕事は、交通の確保、海賊に対するテロ対策、海洋調査等、多岐にわたって大変な仕事であります。特に、領海を守る仕事は重要であり、その管轄する海域は広大であります。それらの海域を取り締まるべき根拠となる法律が、漁業法や入管難民法しかないのが現状であります。

ここにちょっと補足説明しますが、平成20年に領海等における外国船舶の航行に関する法律というのができてはおります。おりますが、これはまことに不備な部分があります。それで、国連海洋法条約により、どの国の船も害のない通行は認められているが、悪意または害意を持って領海、領土を侵犯しようとしている船を取り締まることができないというのが、領海を警備すべき国内法に不備があるからです。他国の湾岸警備隊は、法執行のため、強制調査、拘束、逮捕等を行う権限を有しています。よって、政府は早急に国内法を整備する必要があり、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出しますということでございます。よろしく御審議のほどお願いして、可決していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第10号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第11、陳情第1号

議長(成吉 暲奎君) 日程第11、陳情第1号2011年度教育条件整備陳情書についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

これで、議案質疑及び委員会付託を終了します。

なお、議案に対する資料要求があれば、事務局に所定の様式で申し出てください。

議長(成吉 暲奎君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。これで散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時07分散会